

志賀町新型インフルエンザ等対策行動計画

志 賀 町

平成26年12月改定

— 目 次 —

項 目	頁
I はじめに	1
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5 対策推進のための役割分担	8
6 行動計画の主要 7 項目	10
(1) 実施体制	10
(2) サーベイランス・情報収集	13
(3) 情報提供・共有	13
(4) 予防・まん延防止	15
(5) 予防接種	16
(6) 医療	19
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	22
7 発生段階	22
III 各発生段階における対策	24
1 未発生期	25
2 海外発生期	31
3 県内未発生期（国内発生早期以降）	36
4 県内発生早期	43
5 県内感染期	50
6 小康期	57
(参考資料)	
国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	60
(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	
用語解説	

I はじめに

背景及び趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このため、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年（2012年）5月に制定、平成25年（2013年）4月に施行された。

特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために定めるものである。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え本町全体の態勢を整備するため、志賀町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町計画」という。）を定める。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定以来、数次の部分的な改定や平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画の抜本的な改定を行った。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性

が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

志賀町においても、国の行動計画に準じて平成21年（2009年）11月に「志賀町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定してきたところである。

3 行動計画の位置づけ

町計画は、特措法第8条の規定に基づく志賀町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

町計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、町計画の参考として別添「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を示す。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、国は政府行動計画を隨時変更するものとしており、本町においても必要に応じて、その都度、見直すものとする。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本県への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

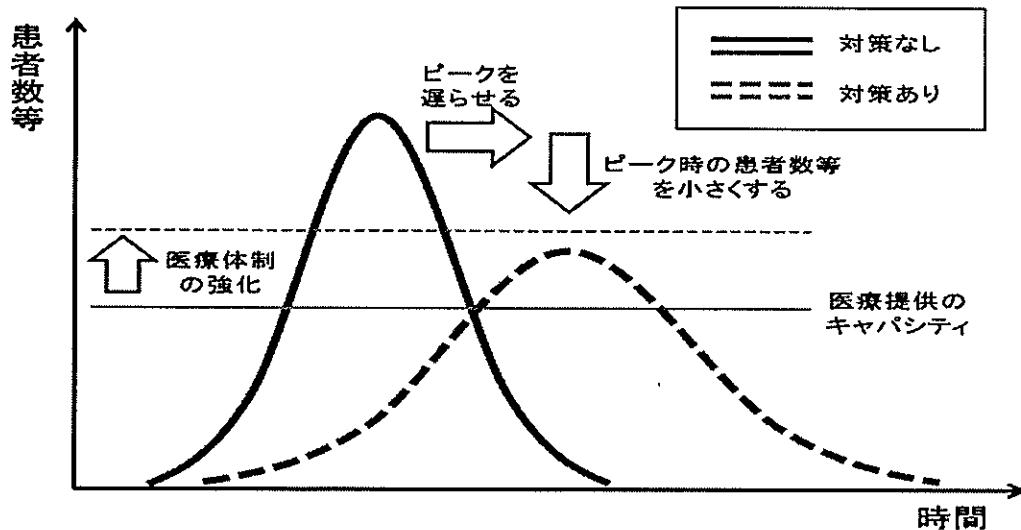
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

2) 町民生活及び地域経游に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経游の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。町計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県においては、科学的知見及び国や各都道府県の対策も視野に入れながら、地理的な条件、人口の集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階ごとに記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生した地域の特性、その他の状況を踏まえ、政府が基本的対処方針を示すこととしており、県は、示された方針に基づき実施すべき対策を選択し決定する。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。

- ・発生前の段階では、国による水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、町民に対する啓発や県・企業による業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の町内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要であるが、我が国が島国であるとの特徴を生かし、国が行う検疫対策等と連携し、その侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

- ・国内のいざれかの都道府県で発生した段階では、病原体の県内への侵入をできる限り遅らせ、患者の早期発見、県内での発生に備えた体制整備を行うことが重要である。
- ・県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。町としてはそれらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

- ・感染が拡大した段階では、国、県、医療機関、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・事態によっては、地域の実情等に応じて、石川県新型インフルエンザ等対策本部（「県対策本部」という。）や政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食料品・生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画及び町計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

- ・県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行

場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ・具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともありますと想定され、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・志賀町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、県対策本部および政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

- ・発生した段階で、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 患者等の発生想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得ることを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測す

ることは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように推計した。

区分	全国	石川県	志賀町
患者（人口の25%）	約3,200万人	約29万人	約5,550人
医療機関の受診患者数	約1,300万人～約2,500万人	約12万人～約23万人	約2,220人～約4,440人
中等度	入院患者数	約53万人	約4,900人
	一日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約940人
	死亡者数	約17万人	約30人
重度	入院患者数	約200万人	約360人
	一日あたり最大入院患者数	約39.9万人	約70人
	死亡者数	約64万人	約110人

（人口H25.10.1現在）

※入院者数及び死亡者数は、医療機関受診患者数の上限である約4,440人を基に、過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合を致命率0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合を致命率2.0%として推計した。

※全人口の25%がり患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は、約20人、重度の場合は約70人と推計した。

※これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

※被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされているところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画を踏まえ以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する。「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となつた取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の推進にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県

- ・県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域

において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、「石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部」（以下「県警戒本部」という。）の枠組を通じ、全序的な取組を総合的に推進する。
- ・各部局は、県行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

（3）町

- ・町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（4）医療機関

- ・新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（5）指定（地方）公共機関

- ・指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（6）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（7）一般の事業者

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエン

- ザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 個人

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・新型インフルエンザ発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要 7 項目

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サービス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 予防接種」、「(6) 医療」、「(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保」の 7 項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・全町的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全町的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、関係部局間等の連携を確保しながら、全町一体となった取組を推進する。
- ・環境安全課や健康福祉課をはじめ、関係課においては、町や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部及び県対策本部の設置状況を含めて町長に報告し、その指示により町対策本部を設置する。
- ・政府対策本部が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認め、特措法に基づく新

型インフルエンザ緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という）を行い、石川県を「緊急事態宣言」を実施すべき区域として指定した場合は、町は、政府の基本的対処方針に基づき、県が行う必要な措置に協力する。

(ア) 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長
- ・構成員：各課
- ・事務局：健康福祉課・環境安全課

(イ) 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関するこ
- と。
- ・県内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

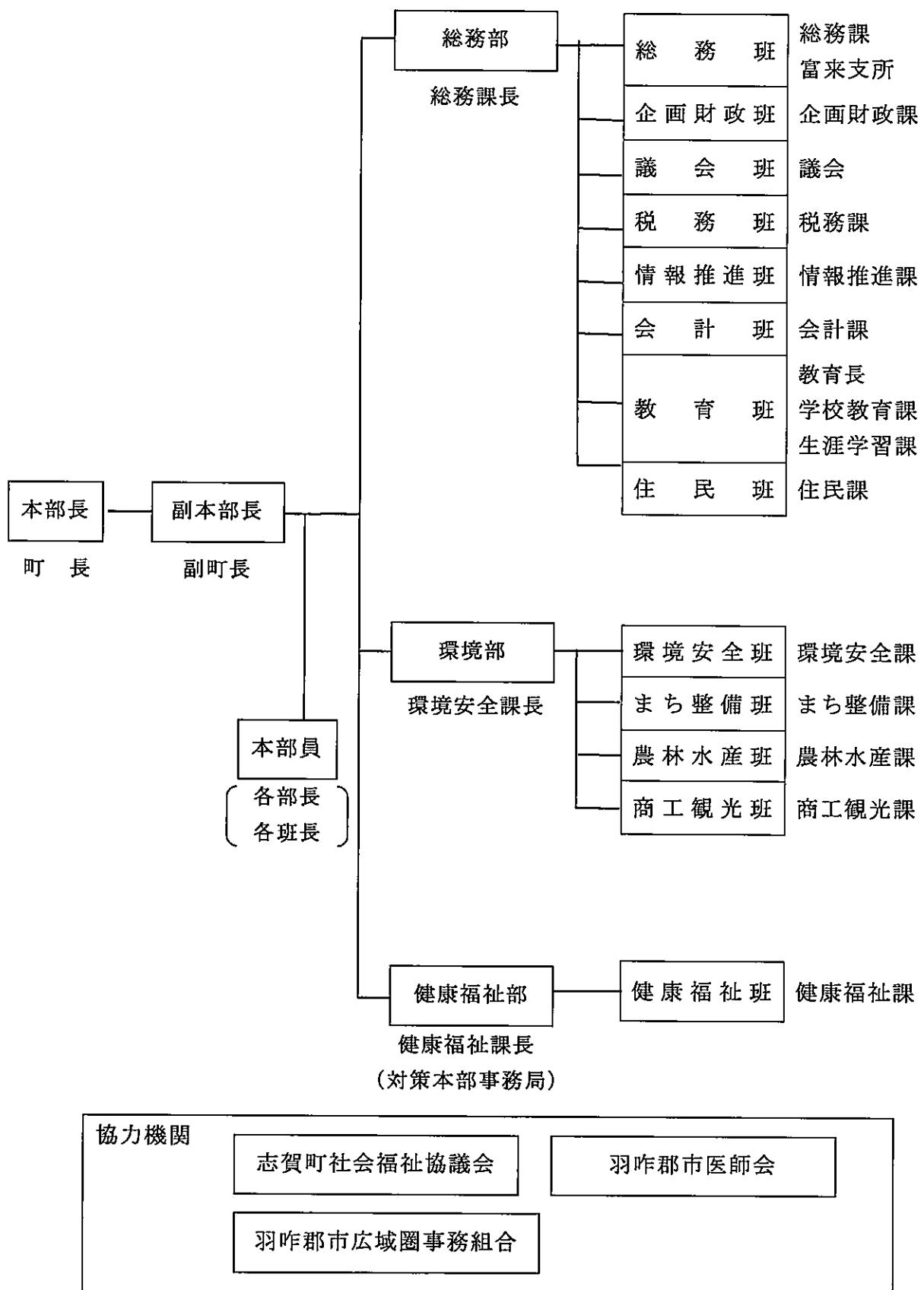
(ウ) 設置

- ・政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、町長に報告し、その指
- 示により対策本部を設置する。

《対策本部の構成》

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長 富来支所長 企画財政課長 情報推進課長 税務課長 住民課長 健康福祉課長 環境安全課長 商工観光課長 農林水産課長 まち整備課長 会計課長 議会事務局長 学校教育課長 生涯学習課長

志賀町新型インフルエンザ等対策本部組織図



エ 有識者からの意見聴取

- ・幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、学識経験者（感染症専門医）・医療関係者等から行動計画の作成等や発生時における対応等に関する意見を聴く。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

- ・県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 活用

- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。
- ・地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- ・県では、これらの動物の間での発生の動向を把握する。
- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方指向性の情報提供だけでなく、情報共有や情

報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、県と連携して医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 町民の情報収集の利便性向上

町民が情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、県や町の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心とした広報担当チームを設置する。なお、対策の実施主体となる各部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめる。
- ・個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。町は県からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・県では、緊急事態宣言がされている場合においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。町は県からの要請に応じ、その取組み等に

適宜、協力する。

(イ) 地域対策・職場対策

- ・県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・県では、緊急事態宣言がされている場合においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。町は県からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力する。

(ウ) その他

- ・海外で発生した際には、その状況に応じ検疫所等と連携し、水際対策に関する県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等の取組み等に適宜協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

- ・特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得るものとの基準

- ・基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、町民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・これらの考え方を踏まえ、特定接種の対象となる登録事業者及び公務員は、政府行動計画において別添のとおりとされている。（別添参照）

(エ) 基本的な接種順

- ・特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることを基本としている。
 - ①医療関係者
 - ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - ④それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。
- ・特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(カ) 特定接種の接種体制

① 実施主体

●国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

●県

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

●町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

② 接種方法

- ・原則として集団的接種。

- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(ア) 種類

① 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

② 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患有する者
- ・妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

① 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

●成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者の順

●高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者の順

●小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しや

すいと仮定

- ①医学ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

② 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

●成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者の順

●高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者の順

(エ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

① 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者の順

② 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

(オ) 接種体制

- ・志賀町が実施主体となる。
- ・原則として、集団的接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療の目的

- ・健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

●医療体制整備の考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討する。
- ・対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町を通じた連携だけではなく、県医師会・都市医師会等の関係機関のネットワークを活用し整備する。

●未発生期における医療体制の整備

- ・県は、金沢市と調整し、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター等」という。）を中心として、地域の医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む協力医療機関、薬局、市町、消防等の関係者から成る連絡会議を設置する。
- ・帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。
- ・感染症指定医療機関は、県内発生早期までの感染症病床等の利用計画を事前に作成しておく。
- ・県内感染期において感染症指定医療機関・協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域ごとにこれらの活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく。

●海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保

- 「帰国者・接触者相談センター」の設置
 - ・「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。
- 「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療
 - ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- 感染症指定医療機関等
 - ・新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に

に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。

- ・新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

○帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

- ・新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。
- ・医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

●県内感染期の医療体制の維持・確保

- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

●医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等をすることができる。
- ・国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・国備蓄分も併せて市・町民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- ・インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

イ 在宅療養患者への支援

- ・町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎える小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとされている。

このため、本町における発生段階の分類は県が設置した発生段階に従うこととし、県、町及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

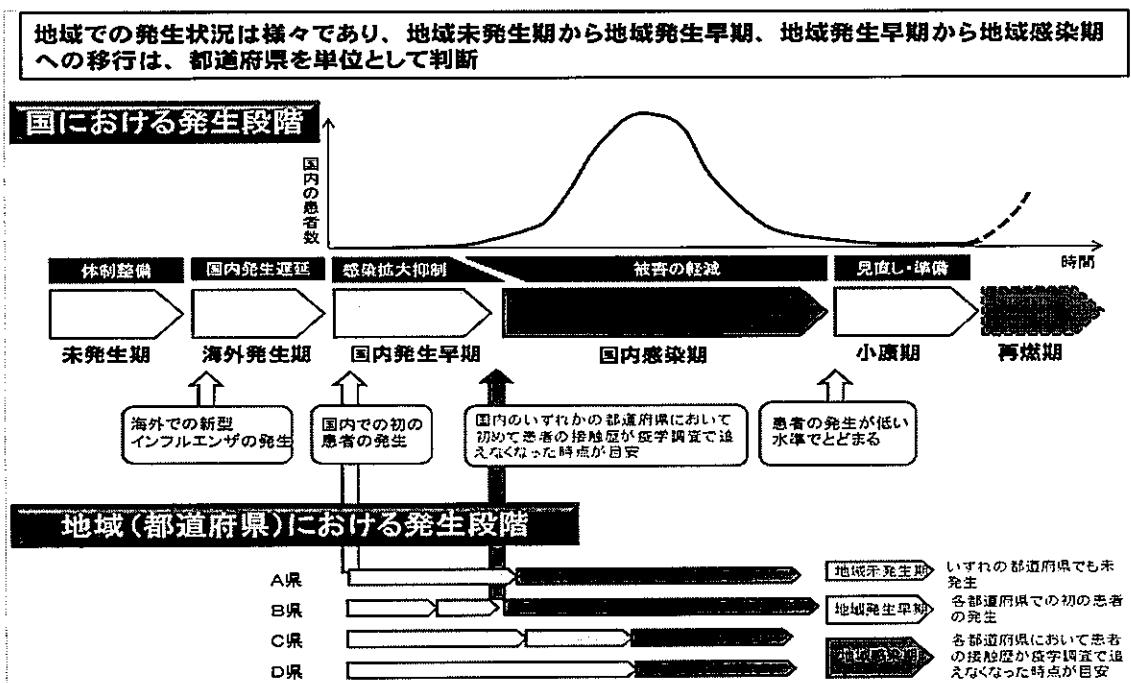
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<町・県及び国行動計画の発生段階>

流行状態	発生段階	
	町・県行動計画	国行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、石川県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
石川県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
石川県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

<参考>

（国及び地域（都道府県）における発生段階）



出典（新型インフルエンザ等対策政府行動計画）

Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府が作成する「基本的対処方針」に基づき対策を実施することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、町内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

1 未発生期

発生状況：

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国・県との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、町計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 町行動計画等の作成

- ・町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・町は、発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- ・町は、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・町は、町計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ・町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ・県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、感染症発生

動向調査のインフルエンザ定点医療機関（48 医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の 5か所の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

- ・県は、国が行うインフルエンザによる入院患者及び死者の発生動向の調査に協力し、重症化の状況を把握する。
- ・県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・県は、鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

ウ 調査研究

- ・町は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町との連携等の体制整備を図る。

(3) 情報提供・共有

ア 繙続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町公式ウェブサイト等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ・町は、地域における対策の現場となる県や他市町・関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うが

い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・県では、国の仕組みを活用して、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 水際対策

- ・県では、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・県は、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知等に協力する。
- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

オ 情報提供

- ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

地域医療体制の整備に関する県の対策

- ・県は、国等から提供される医療体制の確保に関するマニュアルや助言等の情報を収集し、医療体制の整備に役立てる。
- ・県は、国の助言等を踏まえ、発生時の地域医療体制の確保のため、二次医療圏等の圏域毎に、保健福祉センター等を中心として、都市医師会、地域の薬剤師会、中核的医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる地域連携会議を設置するなど、地域の実情に応じた医療体制の整備を進める。
- ・県は、国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センターの設置、二次医療圏ごとの帰国者・接触者外来の設置、感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れの準備を進める。
- ・県は、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- ・全ての医療機関において、国等が示すマニュアルを参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画を作成すること。

- ・感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。
- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握すること。
- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討すること。
- ・地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討すること。
- ・保健所設置市である金沢市の協力を得ながら、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- ・県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行うこと。

ウ 研修等

- ・県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について関係団体を通じて医療機関に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、国と連携し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

- ・県は、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 検査体制の整備

- ・県は、国の要請及び技術的支援等を受け、保健環境センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・県では、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力す

る。

イ 物資供給の要請等

- ・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的な手続き等を検討する。

エ 火葬能力等の把握

- ・県では、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

発生状況：

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国・県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、内閣総理大臣が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合には、町長に報告し、必要に応じて町長の指示により町長を本部長とする町対策本部を設置する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した「基本的対処方針」を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

- ・県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて必要な情報を収集する。
- ・病原体に関する情報
- ・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

●県内サーベイランスの強化等

- ・県は、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・県は、国の方針に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合は届出を求め、全数把握を開始する。
- ・県は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・県は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する国の調査等の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、対策本部における情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を町保健福祉センター内に設置し、適切な情報提供に努める。

(4) 疾防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がと

るべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、保健福祉センター等その他関係機関の連携を強化し必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給

- ・県では、政府対策本部が定める「基本的対処方針」に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ・町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、「Ⅱ新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

エ 情報提供

- ・町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

オ モニタリング

- ・町は、特定接種を実施した場合、国が行う接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●新型インフルエンザ等の症例定義

- ・県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

●医療体制の整備

- ・県は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

- ・県は、国からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、県・都市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行う体制を整備する。

- ・県は、国からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄保健福祉センターに連絡するよう要請する。

- ・県は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境センターにおいて、亜型の検査を行い、確認は国立感染症研究所で行う。

●帰国者・接触者相談センターの設置

- ・県は、国からの要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、国からの新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●検査体制の整備

- ・保健環境センターにおいて、国立感染症研究所からの技術的支援の下、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・県等や医療機関は、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ・指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。登録事業者は、国の要請を受け、事業継続に向けた必要な準備等を行う。
- ・県は、国に協力し、指定（地方）公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状況：

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。

目的：

- 1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づいて、必要な対策を行う。
- 3) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、町長の指示に基づき必要に応じ町対策本部を設置し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した「基本的対処方針」を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、石川県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。
- ・石川県を対象とする緊急事態宣言が発せられた場合の対応は、次項「県内発生早期」に記載する。

(イ) 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、町長の指示に基づき町対策本部を設置する。
- ・町対策本部は、特措法第34条第1項に基づく町対策本部として位置づけられる。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

- ・県は、国から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

●県内サーベイランスの強化等

- ・県等は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・県は、國の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町民や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、町保健福祉センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 疫防まん延防止

ア 県等との連携による町事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

- ・県は、引き続き、国の検疫強化に伴う、渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起を継続する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、在外邦人支援を継続する。
- ・県は、状況に応じて、不要不急の出国を自粛するよう周知する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県内において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

① 外出自粲の要請等

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

② 施設の使用制限の要請等

- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防

- 止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。)
- ・県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
 - ・県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 予防接種

- ・町は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、緊急事態宣言がされた時、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

ア ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

●PCR検査等の確認検査

- ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健環境センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知する。

- ・県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、引き続き、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備

を行う。

エ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・県内において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

⑤ 緊急物資の運送等

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配達を要請する。

- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県及び町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑦ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4 県内発生早期

発生状況：

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認する。

イ 政府現地対策本部の設置

- ・県では、発生の初期の段階において国が石川県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、石川県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。

区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(イ) 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、町長の指示に基づき町対策本部を設置する。
- ・町対策本部は、特措法第34条第1項に基づく町対策本部として位置づけられる。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●サーベイランス

- ・県等は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局)
- ・県等は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、関係機関に対し発生状況を迅速に情報提供するとともに、国と連携して、必要な対策を実施する。

●調査研究

- ・県は、国と連携し、発生した県内患者について、初期の段階には、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能があらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町民や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

- ・町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、町保健福祉センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。

- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・県等では、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行いうよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

- ・県等では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉センター等において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底

を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、町保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の

状況を把握する。

オ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、国内発生早期（県内未発生期）に引き続き、継続する。
- ・県は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

- ・県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健環境センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ・県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適切に使用するよう要請する。

- ・県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置する施設等の確保ができるよう準備する。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給

するために必要な措置を講ずる。

- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・県は、指定（地方）公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 犯罪の予防・取締り

- ・県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。
- ・町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

5 県内感染期

発生状況：

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- ・県対策本部は、国の国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針の公示を踏まえ、県として、今後の対応を確認・決定する。
- 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と

連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

● サーベイランス

- ・県は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止するとの国の方針を受け、県内の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ・県は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。
- ・県等は、引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、関係機関に対し発生状況を迅速に情報提供するとともに、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能があらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町民や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、町保健福祉センターに設置した相談窓口体制を継続する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

★県内発生早期の記載を参考する。

ウ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- (ア) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。
- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

★県内発生早期の記載を参照する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

・町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

- ・町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれら的情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●患者への対応等

- ・県は、国の要請を受けて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ・県は、国の要請を受けて、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・県は、国の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。
- ・県は、国の要請を受けて、必要に応じて、国が行う医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行う。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じた警戒活動等を行う。

● **緊急事態宣言** がされている場合の措置

○医療等の確保

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

○医療機関不足への対応

- ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売値しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応

じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

★県内発生早期の記載を参照する。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

★県内発生早期の記載を参照する。

(エ) サービス水準に係る市・町民への呼びかけ

- 町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

★県内発生早期の記載を参照する。

(カ) 物資の売渡しの要請等

- 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 町は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 町は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ケ) 犯罪の予防・取締り

★県内発生早期の記載を参照する。

(コ) 遺体の火葬・安置

- 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

6 小康期

発生状況：

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

目的：

- 1) 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・県対策本部は、国の小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針が公示された場合に、県民にこれを周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の「基本的対処方針」にもとづき対策を縮小・中止する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者がなく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

ウ 対策の評価・見直し

- ・町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

エ 町対策本部の廃止

- ・町は、緊急事態解除の宣言がされたときは、町長の指示のもと町対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・県等では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県等は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し適宜必要な情報を提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等をとりまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言 がされていない場合

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

● 医療体制

- ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

● 抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。
- ・県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

● 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、国と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・町は、県、国等と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 県の体制強化

県等は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係部局対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。（健康福祉部、農林水産部）

- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・地方自治体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部、農林水産部、環境部）

(3)-2 県等は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部、農林水産部、環境部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に對し、直接又は国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局）

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 疫学調査、感染対策

- ① 県等は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請。（健康福祉部）
- ② 県等は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康福祉部）

(4)-2-2 家きん等への防疫対策

- ① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場等の段階での衛生管理等を徹底する。（関係部局）
- ② 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国と連携して、石川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、以下の対策を実施する。
 - ・ 国の支援を受け、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。（農林水産部）
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農林水産部、危機管理監室）
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（県警本部）

(5) 医療

(5)-1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県等は、国の助言を踏まえ、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ② 県等は、国から提供される検査方法に関する情報等により、保健環境センターにおいて亜型

検査を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。（健康福祉部）

③ 県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

(5)・2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健福祉センター等に情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康福祉部）
- ・ 県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。（健康福祉部）

別添

特定接種の対象となり得る業種・職務について

〈政府行動計画 抜粋〉

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPGガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種飲食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の飲食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省
飲食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の飲食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の飲食料品及び飲食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPG)	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時における LP ガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関する業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

参 考 资 料

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一

類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルスの一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働

省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエ

ンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。